

公益財団法人 日本フィランソロピック財団
2025 年度「五島市ばらもん中高生応援基金」募集要項
(中学生給付型奨学金)

応募締切：2025 年 10 月 31 日（金）

1. 趣旨・目的

この奨学金は、五島市のひとり親もしくは両親のいない家庭などに育つ子どもが、その境遇によって夢を諦めることなく、のびのびと教育を受けてほしいと願う寄附者のおもいをもとに設立されました。

五島市在住で、養育環境に恵まれない中学生に、返済不要な奨学金を給付します。中学校 1 年次～3 年次までの 3 年間にわたって毎年支給します。

2. 奨学金概要

- (1) 対象：応募時点で中学生 1 年生
- (2) 給付年額：40 万円（3 年間の総額 120 万円）
- (3) 採用人数：6 名
- (4) 給付対象期間：中学校 1 年次～中学校 3 年次までの 3 年間
- (5) 奨学金の種類：給付型奨学金（返済不要）
- (6) 給付方法：1 年次 2026 年 2 月末に 1 年分を一括給付予定。中学校 2 年次以降は 2 分割での給付とします。毎年、6 月（4 月～9 月分）、12 月（10 月～翌 3 月分）に支払います。

3. 応募資格

応募時点で、以下を満たす生徒が応募できます。

- (1) 五島市在住の中学 1 年生
- (2) 保護者が令和 6 年度五島市児童扶養手当受給資格者であること
※他の授業料軽減補助金や奨学金との併用は可能とします。

特にこのような生徒からの応募を期待しています。

- 部活動や趣味など課外活動に打ち込んでいる人
- 様々な体験や挑戦をしてみたいという好奇心を持っている人

4. 応募方法と必要書類

- (1) 応募方法

必要事項を記入の上、提出書類 6 点を直接財団に郵送してください。

(2) 提出書類

※提出書類（添付書類を含む）は返却いたしません

●本基金で「保護者」とは父母または父母に代わってその子どもを養育している方を指します。

① 2025 年度「五島市ばらもん中高生応援基金」願書(中学生給付型奨学金)

② 作文

(a)応募者による作文。(400 字程度)

テーマ「将来の夢とその夢に向かってやっていること・目標を実現するために頑張りたいこと」

(b)保護者による作文。(200 字程度)

テーマ「奨学金の使いみち（どのような目的で何に使ってあげたいかを具体的に記入してください）」

③ 通知表のコピー（中学 1 年次 1 学期分の全ページ）

④ 令和 6 年度五島市児童扶養手当証書のコピー

※銀行口座情報は黒塗りしてください

⑤ 個人情報の取扱いに関する同意書（応募者本人・保護者）

⑥ 住民票（保護者・応募者本人および願書記載の家族全員）

※児童扶養手当受給中の保護者に養育されている子どもであることを確認します

※コピー不可

※申請日の 3 ヶ月以内発行のもの

※続柄記載のもの

※本籍地及び個人番号は省略

(3) 郵送先

〒105-0004

東京都港区新橋 1 丁目 1-13 アーバンネット内幸町ビル 3 階

公益財団法人日本フィランソロピック財団 事務局

本募集要項および応募書類などは、財団のウェブサイトのお知らせに掲載しています

(URL: <https://np-foundation.or.jp/list/baramon.html>)

(4) 願書提出期間

2025 年 9 月 25 日（木）～ 10 月 31 日（金）

※10 月 31 日当日消印有効

5. 選考方法

一次選考は書類審査、二次選考は面接を行います。

選考においては、学業成績、人物、課外活動、自分のやりたいことにチャレンジする意欲などにより総合的に判断します。

※ 採用の可否に関わらず、選考結果は応募者全員に電子メールでお知らせします。

※ 選考の経緯・決定理由は、採用の可否に関わらずお問い合わせには応じかねますので、予めご了承ください。

6. 募集スケジュール

- (1) 応募受付開始 : 2025 年 9 月 25 日 (木)
- (2) 応募受付締切 : 2025 年 10 月 31 日 (金)
- (3) 一次選考結果通知 : 2025 年 12 月中旬 (予定)
- (4) 二次選考 (面接) : 2026 年 1 月中旬 (予定)
- (5) 最終結果通知 : 2026 年 2 月下旬 (予定)
- (6) 奨学金給付 : 2026 年 2 月下旬 (予定)

※二次選考 (面接) は五島市内において土日祝のいずれかで実施予定です。

※二次選考 (面接) は応募者ご本人および保護者の方を対象に実施予定です。

7. 内定後の提出書類

- ①奨学金申請書兼誓約書
- ②口座情報

8. お問い合わせ先

応募に関してのお問い合わせは、当財団の代表メールアドレスにお送りください。

メールアドレス : [info\(アットマーク\)np-foundation.or.jp](mailto:info@np-foundation.or.jp) *(アットマーク)は@に変更してください

※メールの件名に「五島市ばらもん中高生応援基金 (中学生)」と書いてください。回答には数日を要する場合がありますので、時間の余裕を持ってお問い合わせください。

9. 公益財団法人 日本フィランソロピック財団について

当財団は、社会貢献事業への資金提供を目的として、寄附を募り、それを基金として管理運営し、助成や奨学金、顕彰事業などを行っています。寄附者おひとりおひとりの「おもい」を「意義ある寄附」として大きく育み、未来への投資としてより豊かな社会の創造を目指しています。

ホームページ : <https://np-foundation.or.jp/>

10. 奨学生の義務と留意事項

詳細は別紙「奨学生の義務と留意事項」をご理解いただいたうえでご応募ください。

奨学生の義務と留意事項

1. 義務

(1) 奨学生の資格

この奨学金の奨学生「(以下、「奨学生」)」は、当財団が求める奨学生の資格を維持するために、勉学に励み健全な生活と生活態度や言動を心がけてください。

(2) 学業成績などの報告

- ① 給付期間中の毎年度、400 字程度の活動報告と通知表（成績証明書）の写しを提出してください。
- ② 報告内容の確認を目的として、面談をお願いする場合がございます。財団からご連絡を差し上げた際には、面談へのご協力をお願いいたします。

(3) 異動の届出

奨学生は、次のいずれかに該当する場合は、ただちに当財団事務局へ届け出てください。

- ① 留年・休学・復学・海外留学・転学または退学するとき
- ② 停学その他の処分を受けたとき
- ③ 保護者および本人の氏名、住所、電話番号、メールアドレス等、その他重要な事項に変更があったとき
- ④ 他の奨学金や授業費免除などの併用は可能です。ただし、利用する場合は、事前に制度名と金額を当財団事務局へお知らせください。

(4) 在学からの個人情報の提供

奨学生は、当財団から在学に対して個人情報に関する問い合わせを行う場合において、在学がその内容を提供することに、必ず同意してください。

2. 留意事項

- 当財団は、休学、中退となった場合、奨学生の学業または性行などの状況により指導上必要があると認めるときには、奨学金の給付を中止します。
- 給付打ち切りの場合も、既に給付された「奨学金」の返還の必要はありません。
- 給付期間中に五島市から市外に転居した場合でも、給付を継続します。

(1) 「奨学金」の休止と復活

やむを得ない事情で「奨学金」の給付を休止された者が、休止から 1 年以内にその事由が止んで当財団に願出たときは、当財団は「奨学金」の給付を復活することがあります。

(2) 「奨学金」の中止

奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当財団は、必要に応じて在学学校長の意見を徴して「奨学金」の給付を中止し、奨学生としての受給資格を失います。

- ① 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき
- ② 傷い傷病などのために成業の見込がなくなったとき
- ③ 学業成績または操行が不良となったとき
- ④ 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- ⑤ 虚偽の報告が認められたとき
- ⑥ 保護者等が奨学金を本来の目的に反する利用をしたことが発覚した時
- ⑦ 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
- ⑧ その他、1－(1)に定める奨学生としての資格を失ったとき

(3) 「奨学金」の辞退

奨学生は、いつでも当財団に「奨学金」の辞退を申し出ることができます。

以上